

東海ローディング株式会社

「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づく 一般事業主行動計画

従業員一人一人が、仕事と家庭を両立させ、各職場で十分に能力を発揮できるようにするため、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2. 目標

目標1： 育児・介護休業法に関する諸制度の利用を促進する。

- (対策)
- (1) 令和4年4月～ 社内掲示板を通じて、育児・介護に関する社内規程・諸制度の周知・情報提供を行う。
 - (2) 令和5年9月～ 制度利用者のヒアリングを行い、必要に応じて制度の見直しを図る。

目標2： 年次有給休暇の取得率を、令和3年度の120%以上とする。

- (対策)
- (1) 令和4年4月～ 半日単位の年次有給休暇を導入する。
 - (2) 令和4年5月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する。
 - (3) 令和4年9月～ 取得状況を毎月確認し、部署長は取得日数が少ない従業員に対し取得を促す。
 - (4) 毎年4月～ 前年度の取得状況の確認と今年度の取得計画を策定する。

目標3： 管理職育成を目的としたキャリアアップ研修の受講率を100%とする。

- (対策)
- (1) 令和4年4月～ 階層別キャリア研修の見直しをする。
 - (2) 令和5年4月～ 新たな職域能力拡大のため研修を実施する。
 - (3) 令和6年4月～ 受講状況を確認し、受講率向上に向けたフォローを行う。